食・農 ぴっくあっぷ

2020年2月号
No. 137
東海農政局
企画調整室
MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

〈今月の掲載情報〉

★農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が成立しました
★農業経営者のみなさん 青色申告を始めましょう
★農地バンクの手続が簡素化されました
★新たな食料・農業・農村基本計画に関するご意見・ご要望を募集しています
★多面的機能支払制度（日本型直接支払）活動事例の紹介
★中山間地域の園芸産地を支える新規就農者への支援
★2.14 世界でいちばん花を贈る日 フラワーバレンタイン
★ Buzz MAFF の配信を開始しました
★2020年農林業センサスにご協力をお願いします

※「食・農ぴっくあっぷ」のサイトはこちらから

※メールマガジンのサイトはこちらから

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が成立しました

令和元年11月20日、第200回臨時国会において、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）が成立しました。（令和元年11月27日公布、令和2年4月1日施行）

法律改正の概要

我が国で生産された農林水産物・食品の輸出の促進を図るため、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置し、当本部において農林水産物・食品の輸出の促進に関する基本方針の策定、当該基本方針に即して農林水産物・食品の輸出の促進に関する実行計画を作成するとともに、輸出に取り組む事業者の支援等を行うことにより、農林水産業・食品産業の持続的な発展に寄与することを目的としています。

パブリックコメントについて

令和2年1月14日から2月14日までの間、農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行令案並びに農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案についての意見・情報の募集(パブリックコメント)を実施しています。

詳細は、東海農政局のWebサイトをご覧ください
http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/renkei/export/index.html

お問合せ先　経営・事業支援部 地域連携課　TEL　052-223-4619

農業経営者のみなさん 青色申告を始めましょう

青色申告を行っている農業者（個人・法人）は、収入保険に加入することができます。
新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月16日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2月から3月）。

・収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。
・収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。
　岐阜県農業共済組合連合会　TEL 058-270-0082
　愛知県農業共済組合　TEL 052-204-2411
　三重県農業共済組合　TEL 059-228-5135

青色申告については、国税庁のWebサイトをご覧ください
http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm

お問合せ先　農林水産省 経営局 保険課　TEL 03-6744-7147

農地バンクの手続が簡素化されました

農地バンク（農地中間管理機構）は、信頼できる農地の中間的受け皿として、農地を借り受け、集約化に配慮して担い手への貸出し（農地バンク事業）を行っています。
改正農地バンク法が昨年11月に施行（一部は令和2年4月施行）され、農地バンクの手続が簡素化されるなど、より使いやすくなりました。
農地を貸したい方、借りたい方は、各県の農地バンクにご相談ください。

＜主な改正概要＞

農地バンクの手続の簡素化（令和元年11月1日施行）

◇　農地バンクによる農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画（市町村の集積計画と農地バンクの配分計画）が必要でしたが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みが新たに加わりました。

◇　農地バンクの配分計画の縦覧が廃止されました。

◇　農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けが廃止されました。

【集積計画による一括処理のイメージ】

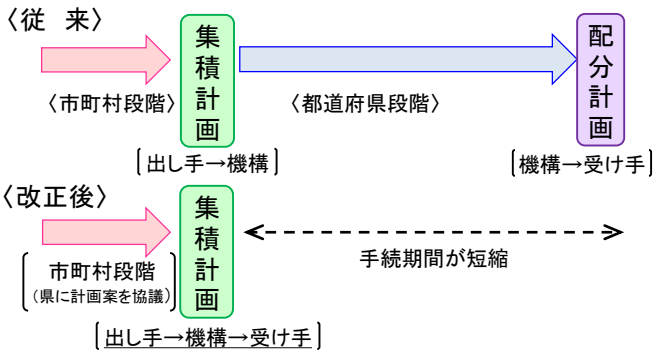

農地の集積・集約化を支援する体制の一体化（令和2年4月1日施行）

◇　農地利用集積円滑化事業が農地バンク事業に統合一体化されます。

◇　農地バンクの事業実施区域が「市街化区域以外の区域」に拡大します。

農地バンクの問合せ先など詳細は、東海農政局Webサイトをご覧ください
http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/nochi/chukan/index.html#review

お問合せ先　経営・事業支援部 農地政策推進課　　TEL　052-223-4627

新たな食料・農業・農村基本計画に関するご意見・ご要望を募集しています

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、今後10年程度を見通した農政の中長期的なビジョンを示すもので、おおむね5年ごとに変更することとされています。
令和元年9月6日より、食料・農業・農村政策審議会において、次期計画の令和2年3月の取りまとめに向けて審議が開始されました。
今般、透明で開かれたプロセスとする観点から、国民の皆さまからご意見・ご要望を広く募集しています。

ご意見・ご要望の提出方法

◇　インターネット
必要事項を入力の上、以下のURLよりご提出ください。
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html#ikenbosyu

意見募集のWebサイトへ

◇　郵便・FAX
「国民の皆様からの御意見・御要望 提出用紙」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
用紙は農林水産省Webサイトに公開していますが、必要な場合、提出用紙を送付しますので、以下の問合せ先までご連絡ください。

※　電話や口頭によるご意見・ご要望は、聞き間違いなどを避けるため、受け付けておりません。

令和2年2月末日 17時必着（※郵送の場合は当日消印有効）

お問合せ先　企画調整室　　TEL　052-223-4609

多面的機能支払制度（日本型直接支払）活動事例の紹介

多気町勢和地域保全・活用協議会　～三重県多気町～

令和元年度東海農政局多面的機能支払優良表彰において、最優秀賞を受賞された組織を紹介します。

多気町勢和地域保全・活用協議会は、農地維持活動をはじめ、直営施工による施設の補修や長寿命化など、農業者以外の方も多数参加して積極的な取組が行われています。

水路、農道等資源の保全管理に対する取組では、技術支援を行う「水土里サポート隊」を組織し、高度な補修技術を専門業者から習得し、地域住民に普及する活動を行っています。

農村環境保全に対する取組では、遊休農地を活用し、地域住民が子供達と一緒にさつまいもやお米、豆を栽培し、収穫、調理していただく食育の取組や「あじさいいっぱい運動」を行っています。

広報や啓発に対する取組としては、組織の概要、活動方針・内容をWebサイトで公開し、年4回「水・土・里・通信（みどりつうしん）」を作成して、多面的機能支払交付金を活用した取組を紹介しています。

これらの取組みが総合的に最も高く評価され、最優秀賞に選ばれました。

取組事例

水路補修

農道コンクリート舗装

環境保全活動

あじさいまつり

農地面積	700ha
保全施設	開水路131km、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ4km 農道102km、ため池6箇所
構成員	農業者1,034人、農業者以外28人 自治会、改良区、学校ほか

多気町勢和地域保全・活用協議会のWebサイトは
こちらをご覧ください
http://seiwashigen.jp/

お問合せ先　農村振興部 農地整備課　　TEL　052-223-4638

中山間地域の園芸産地を支える新規就農者への支援

高山市就農支援協議会　　～岐阜県高山市～

農業者の高齢化が進行し今後の農地管理が課題となる中、岐阜県高山市では岐阜県、高山市、農地バンク、農業委員会、JAに加えて、農業者である指導農業士会、認定農業者連絡協議会など、さまざまな組織が連携して支援チーム（高山市就農支援協議会）を構成し、新規就農者への支援が行われています。

この取組みについて、岐阜県農地バンク大平農地専門員からお話を伺いました。

高山市は中山間地域に位置し、夏秋トマト・ほうれんそうを中心とした高冷地野菜や飛騨牛の主産地です。

支援チームでは新規就農者の育成が産地の維持・強化を図るためのカギであるととらえ、新規就農希望者に対して面談、就農体験、短期研修、長期研修という長期のステップを踏むことで受け入れ先とマッチング、農業経営や農業機械などに関する研修の実施、農政部門だけでなく生活面での支援の充実など、関係者一丸となってサポートする体制を整えています。

品目別　就農形態の内訳(H26～H30就農)

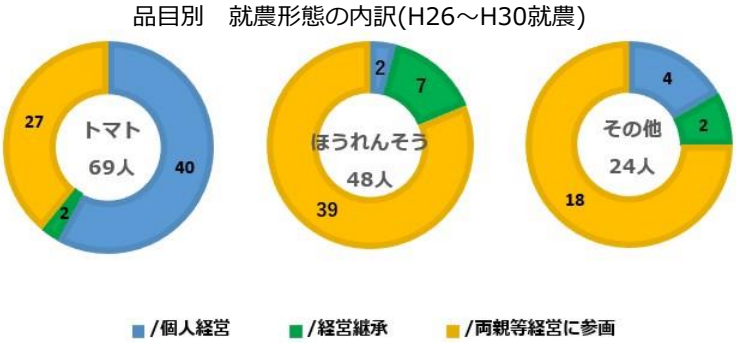

新規就農者モデル団地(法力中根団地)

また、就農する農地についても「新規就農者モデル団地」を設定して新規就農者へあっせんを行う取組みのほか、元JA職員である農地バンクの現場コーディネーターが中心となって、支援チームが日頃から各地の営農団地を巡回、リタイアする農家の状況などを把握し、新規就農者への優先的な転貸につなげており、平成26年から平成30年の5年間で141名が就農しています。

お問合せ先　経営・事業支援部 農地政策推進課　　TEL　052-223-4627

2.14 世界でいちばん花を贈る日 フラワーバレンタイン

～大切な人へ、愛や感謝とともに素敵な花を贈ってみませんか～

全国の花き業界関係者でつくる一般社団法人花の国日本協議会は、日本でも世界各国と同様に「バレンタインデーに愛や感謝とともに花を贈る習慣をつくろう」をコンセプトとして、フラワーバレンタインのキャンペーンを展開しています。
農林水産省は、花き振興の一環として、この取組を後援しています。

東海地域では、フラワーバレンタインを盛り上げる様々なイベントが開催されます。
大切な人と訪れてみてはいかがでしょうか。

●2020フラワーバレンタインのイベント情報（東海地域）
http://www.maff.go.jp/tokai/seisan/engei/hana/fv_2020.html

一般社団法人 花の国日本協議会の2020公式Webサイトでは、SNSへの投稿で参加できるプレゼントキャンペーンや著名人のインタビュー、スマートな花贈りのアドバイスなどを紹介しています。是非、一度のぞいてみてください。

●フラワーバレンタイン2020公式Webサイト
http://www.flower-valentine.com/

スマートフォンの方はこちらから

お問合せ先　生産部 園芸特産課　　TEL 052-223-4624

Buzz MAFF の配信を開始しました

農林水産省は、省公式YouTubeチャンネルを通じて我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農産漁村の魅力を国内外に伝えるため、職員自らがスキルや個性を生かして情報発信するプロジェクト「Buzz MAFF」を立ち上げ、1月7日から配信を始めました。

BUZZ MAFF
ばずまふ
© 2019 農林水産省

BUZZ MAFF Channelの登録＆動画に「いいね」をよろしくお願いします

Buzz MAFF は、こちらから　https://www.maff.go.jp/j/pr/buzzmaff/index.html

お問合せ先　企画調整室　　TEL　052-223-4610

2020年農林業センサスにご協力をお願いします

令和2年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2020年農林業センサス」が実施されています。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。
令和元年12月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

2020年農林業センサスキャンペーンサイト
http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020cp/index.html

お問合せ先　統計部 経営・構造統計課　　TEL　052-763-4731

【編　　集】　東海農政局 企画調整室　TEL 052-223-4610
＜Webサイト＞　https://www.maff.go.jp/tokai/index.html